

第1章 業務継続計画の概要

■業務継続計画とは

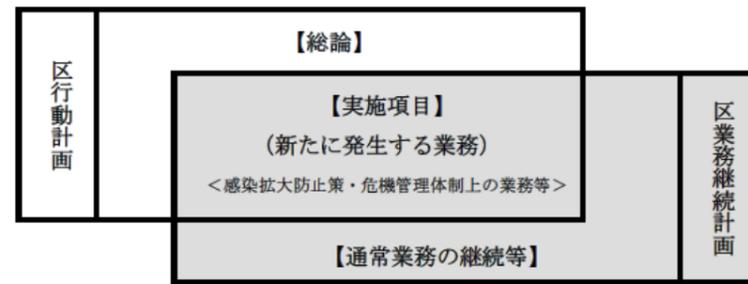
新型インフルエンザ等発生時に区職員の出勤率が低下して、感染拡大防止対策等の新たな業務に加え、区政業務の平常時と同様の実施が困難になると想定される場合に、優先的に取り組むべき業務や継続・縮小・休止する業務等を事前に選定し、業務の継続等を図るための計画である。

■計画策定の目的

新型インフルエンザ等発生時において、非常時優先業務として取り組むべき重要な業務を対応方針や手段とともに事前に定めることにより、区政の機能低下を最小限にとどめ、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び社会活動に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

■区行動計画との関係

行動計画は、感染拡大の阻止等区民生活に及ぼす影響が最小となるよう、危機管理体制及び発生段階を明示し、発生段階ごとに取り組むべき対策等を総合的に示す計画であり、業務継続計画は、新型インフルエンザ等発生時に区が取り組むべき業務の継続を確保するための計画である。



第2章 被害想定等

■新型インフルエンザ等発生時の被害想定

区民の約30%が、次々と患い、ピーク時には、従業員本人のり患や、家族の世話、看護等のため、従業員の出勤が困難となり、最大40%程度が欠勤を余儀なくされると想定。目黒区では、患者数を80,000人、入院患者数を6,200人、死亡者数を430人(中等度)～1,600人(重度)と予測。

■発生段階

未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態
都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第3章 非常時優先業務

■非常時優先業務等の考え方

業務継続計画が対象とする、平常時と非常時における業務の関係と業務区分の考え方は次のとおりである。



区分	考え方
通常業務	継続 区民生活や社会機能の維持に必要な事業
	休止 不特定多数の者が集まる場や機会を提供する事業
	縮小 その他の事業

■非常時優先業務等の選定と結果

区が通常行っている業務と感染拡大防止策等の新たに発生する業務をすべて洗い出し、①応急業務(新たに発生する業務)、②継続業務、③縮小業務(①～③の業務を以下「非常時優先業務」という。)と④休止業務に分類し、非常時優先業務等を選定した。

業務区分	業務数
非常時優先業務	
A 応急業務(新たに発生する業務)	74
B 継続業務	161
C 縮小業務	516
計	751
D 休止業務	340
合計	1,091

■発生段階に応じた対応区分の設定

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。本計画においても、選定した非常時優先業務等について、発生段階に応じた対応区分を設定し、業務の進行管理の目安とした。

第4章 業務継続のための執行体制の整備

■常勤職員の勤務様態を1人として換算した出勤率別の出勤者数

業務執行の観点から、平成26年4月1日現在の職員数から学校職員を除いた数を基に、常勤職員の勤務様態を1人として再任用短時間勤務職員等及び専務的非常勤職員の数を換算し、出勤者数を出勤率別に算出した。

出勤者数				
出勤率100%	出勤率90%	出勤率80%	出勤率70%	出勤率60%
2,659.3	2,392.1	2,124.7	1,859.4	1,590.8

■区の危機管理体制

発生段階における区の危機管理体制は、次のとおりである。

発生段階	体制
未発生期	危機管理会議
海外発生期	危機管理対策本部
国内発生早期	政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言
都内発生早期	新型インフルエンザ等対策本部
都内感染期	政府が新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言
小康期	危機管理対策本部 政府が新型インフルエンザ等対策本部を廃止 危機管理会議

■計画運用等の判断

- 本部長は、発生段階に応じ、全庁的な視点から業務の継続、縮小、休止及び応急業務の新規開始等について、ウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを踏まえ、区の対応方針を決定する。
- 新型インフルエンザ等は、発生の都度、ウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性などが異なることから、弾力的・機動的に本計画を運用することとする。

■非常時優先業務等に必要の人員の確保

各所属は、区の対応方針を踏まえ発生段階毎に選定した非常時優先業務等について、業務遂行に必要な人員を確保するため次の事項を行うこととする。

- ・ 必要人員の精査及び人員計画の作成
- ・ 有資格者等の把握
- ・ 業務の引継ぎ要領の作成

新型インフルエンザ等発生段階における区の想定必要人員数					
未発生期(通常)	① 海外発生期	② 国内発生早期	③ 都内発生早期	④ 都内感染期	⑤ 小康期
2,659.3	2,670.1	2,664.8	1,934.8	1,597.6	2,689.8

※ 想定必要人員数は、平成26年4月1日現在の職員数から学校職員を除いた数を基に、常勤職員の勤務様態を1人として非常勤職員等の数を換算し、見込んでいる。

第5章 業務継続のための執行環境の整備

■感染防止策の徹底

- 手洗い・手指消毒
- 対人距離の保持
- 咳エチケット
- マスクの着用

■職員自身の健康管理

- 出勤前の健康状態の確認、出勤の自粛
- 速やかな医療機関の受診

■職場における健康管理

- 出勤時の健康状態の確認
- 職員が感染したおそれがある場合の対応
- 職場の清掃・消毒
- 勤務形態の変更

■庁舎内での感染防止

- 庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレ内に「手洗い方法」を掲示する。
- 窓口業務等対面で業務を行う場合にはマスクを着用し、対面する人との距離が1～2メートルとなるよう感染防止策を実施する。また、咳き込む人と対面する場合は、ゴーグル等を着用する。
- 各種届出・申請等については、電話、郵送やメール等を活用し、出来るだけ対面しない方法で対応する。
- 多くの人が接する場所(ドアノブ、来庁者用テーブル、トイレ等)は、清掃・消毒の頻度を上げる。
- 庁舎の入口等に、速乾性消毒用アルコール製剤を設置する。
- 一般開放スペースの閉鎖等の措置を検討する。
- 感染防止のためのエレベーターの使用制限を検討する。

■業務に必要な資器材等の確保

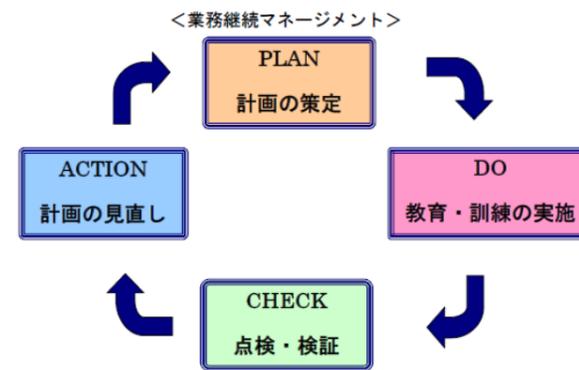
新型インフルエンザ等が発生した場合は、業務を継続するうえで長期間にわたり、区職員による感染防止用資器材が必要となることから、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドや手指消毒器、医薬品、医療機器、搬送車両等を計画的に調達し備蓄していく必要がある。

職員の感染防止用資器材として、マスク(135,750枚)、ゴーグル(650個)、手指消毒器1,485本(1000ml)・165本(1000ml、高アルコール濃度)、皮膚赤外線体温計30個を総合庁舎に備蓄(平成26年4月1日現在)している。

第6章 継続的な改善への取組

■業務継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、計画の策定に止まらず、計画を管理・運用する業務継続マネジメントの推進が必要である。



■職員に対する教育・訓練

計画の実効性を確保するためには、計画を策定しただけではなく、全職員が発生段階に応じた業務区分の重要性を理解し、個々に課せられた役割を確実に果たせるように教育(研修)や訓練を実施して、業務継続力の向上に努めることが必要である。また、本計画は、様々な想定を基に構築しているため、速やかに業務区分に応じた事務を遂行できるよう、継続的に必要な教育・訓練を計画的に実施する。

■計画の点検・検証・見直し

本計画では、訓練等を通じて問題点や課題を把握し、是正すべきところを改善して計画を見直すという継続的改善、とりわけ非常時優先業務遂行に必要な職員数等の精査に取組、その実効性を向上させていくことが重要となる。

このため、本計画策定後においても各所属の責任者は、次の事項等について計画を適宜点検・検証する。

- 業務の優先度評価・発生段階毎の対応区分の変更
- 業務に必要な人員・資器材備蓄等の変更
- 業務内容の変更
- サービス・資器材の関係事業者等
- 新型インフルエンザの性状の変異等
- 国や都の行動計画やガイドライン等の改定
- 他自治体における先駆的な取組状況

■非常時優先業務を遂行するためのマニュアル整備

各所属は、新型インフルエンザ等対策本部各部の行動マニュアルを策定するとともに、発生後速やかに対応ができるよう非常時優先業務のうち優先度の高い通常業務のマニュアルを策定する。